

げたいと、このように思います。そして、10日しかあれからたっていないわけでありませけれども、第2回目の臨時会をこのように招集いたしましたところ、全員の皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。きょうもぜひとも皆様のご賛同をいただきまして、無事議事が終了することを心からお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 今回の会議録署名議員に3番宇都宮明宏君、4番松島義幸君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 会期についてお諮りいたします。

今回の会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 議案第11号「西予市有財産処理審議会条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長 議案第11号「西予市有財産処理審議会条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市有財産すなわち公有財産は、土地、建物等の不動産を中心とする地方公共団体の資産でありまして、価値的にも機能的にも地方行政財産の運営上極めて重要な地位を占めておりますことは申すまでもございません。その重要な公有財産の取得、管理及び処分等の価値等の事案を処理するに当たりましては、公正かつ適正に、しかも効率的な取り扱いの価値が必要とされています。その公正性を図るには、あらゆる分野から専門的な知識経験を有する第三者のご意見を拝聴した上で、措置することが最も客観的妥当性が得られるものとかがみっております。このような視点から、市有財産の維持管理、取得及び処分を公正に審議していただくことを目的として地方自治法第138条の4第3項の規定による審議会を設置いたしたく本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時05分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時19分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第12号「西予市助役の選任について」、議案第13号「西予市収入役の選任について」、議案第14号「西予市教育委員会委員の任命について」、議案第15号「西予市教育委員会委員の任命について」、議案第16号「西予市教育委員会委員の任命について」、議案第17号「西予市教育委員会委員の任命について」、議案第18号「西予市教育委員会委員の任命について」を本日の日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、これらを本日の日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 議案第12号「西予市助役の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長 議案第12号「西予市助役の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴う助役の選任につきまして慎重に検討してまいりました結果、別宮静氏を選任したいと存じます。別宮氏は、経歴にありますとおり昭和39年1月に城川町役場に採用になられて以来、ふるさと振興対策室長、産業課長、企画課長を歴任され、平成9年4月から平成14年3月に退職されるまでは町行政のかなめである城川町役場の総務課長としてすぐれた手腕を発揮されてこられました。このように、別宮氏は地方行政に精通され、信望も厚く人格円満、高潔な方であり、合併後の激動の時期にあって総合的な調整力、公正かつ的確な判断を必要とされる本市の助役として適任であると存じますので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第12号については委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時23分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時25分)

議案第13号「西予市収入役の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長 議案第13号「西予市収入役の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴う収入役の選任につきまして慎重に検討してまいりました結果、三好藤治氏を選任いたしたいと存じます。三好氏は、昭和37年4月に三瓶町役場に採用になられて以来、住民課長、教育次長、産業建設課長などを経て平成8年9月から総務課長を歴任され、さらに平成10年4月から三瓶町教育委員会教育長として教育行政の分野においても卓越した行政手腕を発揮されてこられました。また、合併後の旧町から選任された教育委員による教育委員会の委員長として、さきの6月1日までご活躍をいただいたところであります。このように、三好氏は多方面における地方行政に精通され、人格高潔な方であり、合併後の厳しい財政状況下にあつて出納のかなめとしての確かな判断と適正な会計事務をいただける適任者であると存じますので、地方自治法第168条第7項の規定により議会の同意を求めたいと存じます。よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第13号については委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時28分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時30分)

議案第14号「西予市教育委員会委員の任命について」から議案第18号「西予市教育委員会委員の任命について」を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長 議案第14号から議案第18号「西予市教育委員会委員の任命について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市設置に伴う暫定の教育委員会委員5名の任期満了に伴い、後任の委員の任命について慎重に検討してまいりました結果、まず議案第14号における教育委員に、中井佐一氏を任命いたしたいと存じます。中井氏は、昭和43年に明浜町役場に採用になられて以来、保健衛生課長、企画調整課長を歴任され、平成7年4月から平成15年3月に退職されるまでの8年間は総務課長の要職につかれておられました。このように、中井氏は人格高潔で教育行政を含む地方行政全般に精通された方であり、本市の教育委員に適任であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の第1項の規定により、その任命につきまして議会の同意を求めたいと存じます。

続いて、議案第15号の教育委員には、米谷慶子氏を任命いたしたいと存じます。米谷氏は、昭和40年に教職につかれ、平成7年からは惣川、狩江、田之筋の各小学校の校長を歴任され、平成15年3月に退職された後は人権擁護委員としてご活躍いただいているところであります。このように、米谷氏は人格円満、高潔で教育文化に高い見識を有される方であり、本市の教育委員に適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めたいと存じます。

続いて、議案第16号の教育委員には、荻野久利氏を任命いたしたいと存じます。荻野氏は、昭和39年に教職につかれ、平成4年からは県立今治養護学校、平成8年から退職される平成10年3月までは県立宇和養護学校の校長を歴任されており、また平成10年10月から本年3月31日までは野村町教育委員会委員を務められております。このように、荻野氏は人格高潔にて教育行政に高い見識と豊富な経験を有される方であり、本市の教育委員に適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めたいと存じます。

続いて、議案第17号の教育委員には、二宮宇明氏を任命いたしたいと存じます。二宮氏は、昭和49年に城川町役場に採用になられて以来、教育次長、議会事務局長、保健福祉課長を歴任され、平成13年3月からは城川町収入役としてすぐれた行政手腕を発揮された方であり、このように、二宮氏は地方行政及び教育行政に精通され、人格高潔な方であり、本市の教育委員に適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めたいと存じます。

最後に、議案第18号の教育委員に、菅尾巧氏を任命いたしたいと存じます。菅尾氏は、昭和40年に教職につかれ、平成6年からは北条、川之江市、八幡浜の各高等学校の教頭を歴任されており、本年4月からは三瓶町蔵貫浦地区の区長と三瓶南公民館蔵貫浦分館長を務めておられます。このように、菅尾氏は人格高潔で教育文化に高い見識と経験を有される方であり、本市の教育委員に適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めたいと存じます。

以上、5議案、よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第14号から議案第18号までについては委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

まず、議案第14号についてお諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第15号についてお諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第18号についてお諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時38分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時45分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第19号「西予市固定資産評価委員の選任について」を本日の日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、これらを本日の日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 議案第19号「西予市固定資産評価委員の選任について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長 議案第19号「西予市固定資産評価委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の設置に伴う西予市固定資産評価委員の選任につきましては、別宮静氏を選任したいと存じます。別宮氏は、先ほどの助役選任の折にもご説明いたしましたとおり、行政事務の経験が豊富であり、住民の信望も厚く人格円満で高潔な方でありますので、固定資産評価委員として適任であると考え、その選任について地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第19号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第19号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

これをもって平成16年第2回西予市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時49分

平成16年第2回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 11号	西予市有財産処理審議会条例制定について	16.6.10	原案可決
議案第 12号	西予市助役の選任について	16.6.10	原案同意
議案第 13号	西予市収入役の選任について	16.6.10	原案同意
議案第 14号	西予市教育委員会委員の任命について	16.6.10	原案同意
議案第 15号	西予市教育委員会委員の任命について	16.6.10	原案同意
議案第 16号	西予市教育委員会委員の任命について	16.6.10	原案同意
議案第 17号	西予市教育委員会委員の任命について	16.6.10	原案同意
議案第 18号	西予市教育委員会委員の任命について	16.6.10	原案同意
議案第 19号	西予市固定資産評価員の選任について	16.6.10	原案同意